

久米南町告示第 1 2 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条 1 項の規定により、令和 7 年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

久米南町長 片 山 篤

令和 7 年度健全化判断比率（第 3 条第 1 項関係）

（単位：％）

健全化判断比率	令和 7 年度各比率	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	1 5 . 0	
②連結実質赤字比率	—	2 0 . 0	
③実質公債費比率	9 . 6	2 5 . 0	
④将来負担比率	—	3 5 0 . 0	

- 1 実質赤字及び連結実質赤字が発生しない場合は「—」表示である。
- 2 健全化判断比率が、早期健全化基準数値の一つでも上回る場合には、早期健全化団体として自主的な改善努力が義務付けられる。

令和 7 年度公営企業資金不足比率（第 2 2 条第 1 項関係）

（単位：％）

特別会計等の名称	令和 7 年度比率	経営健全化基準	備 考
用地取得造成事業特別会計	—	2 0 . 0	法非適用
簡易水道事業会計	—	2 0 . 0	法適用
公共下水道事業会計	—	2 0 . 0	法適用

- 1 資金不足が発生しない場合は、比率は「—」表示である。
- 2 資金不足比率が、経営健全化基準比率を上回る場合には、経営健全化団体として自主的な経営改善努力が義務付けられる。